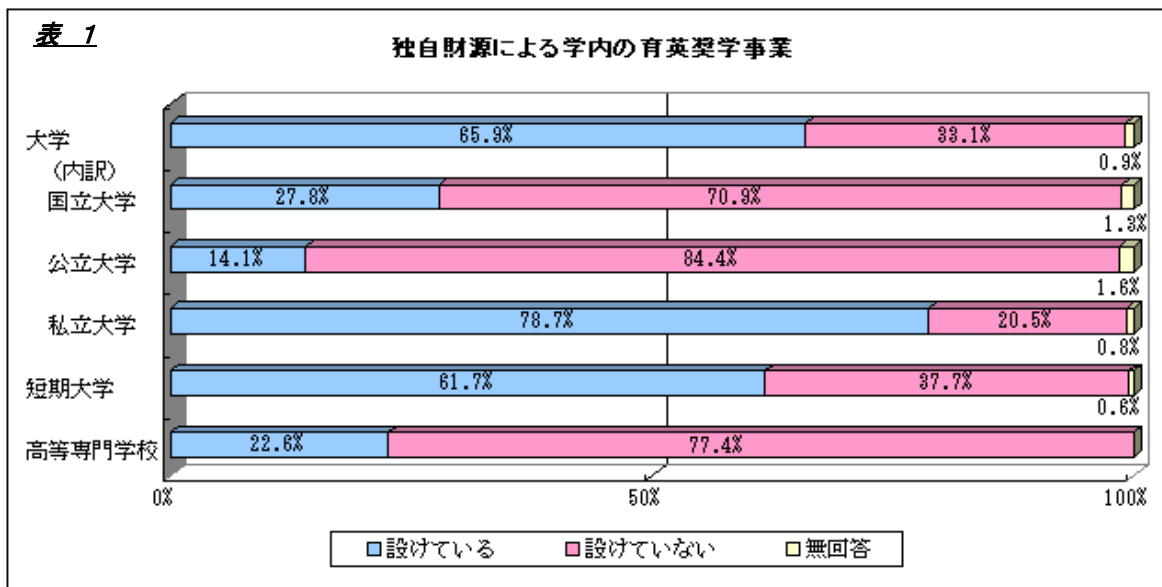


経済的支援について

1. 学内の独自奨学金について

(1) 独自財源による育英奨学事業について

独自財源(寄付金を受け入れ、委任経理するものを含む)による学内育英奨学事業(ただし、外国人留学生のみを対象とするものや、授業料減免、提携銀行ローンを除く)の設置については以下のとおりである(表1)。



2. 学費減免制度について

(1) 独自の学費減免制度選考基準について

学費減免制度(外国人留学生のみを対象とするものを除く)における、経済的困窮や成績優秀以外の選考基準について調査したところ、以下の回答があった。

[学業・課外活動等]

- ・スポーツで顕著な成績を上げた者であること
—「(スポーツ奨学生)スポーツ奨学生の候補者は、本学を優先的に受験する者でなければならない。
Ⅰ種:全国大会出場およびそれと同等の競技能力
Ⅱ種及びⅢ種:都道府県大会出場及びそれと同等の競技能力を有することを必要とする。」
(苫小牧駒澤大学)

→ 全体としてこの基準が最も多かった。この項目内の他の基準は以下のとおりである。

- ・文化活動に優れた者であること
- ・課外活動、部活動の成績優秀者であること
- ・指定された国家試験や資格・検定試験に合格した者
—「有資格特待:日商簿記1級合格者(入学時・在学中) なお、その後の税理士試験科目の合格により4年次生まで延長が可能」(横浜商科大学)

[在籍に関すること]

- ・修業年限を超過して在籍するとき
- ・疾病等により休学したとき
- ・退学後、再入学するとき(入学金等免除。退学理由が疾病、社会人業務などの場合)
- ・編入学者であること

[家族等に関すること]

- ・学費負担者が死亡、罹病、障害者、失業等のとき
- ・在学生または卒業生の兄弟姉妹、子女、配偶者等であること
- ・教職員の子女等であること

[入学時の条件]

- ・系列校出身者(付属高校卒業生等)、同一法人内からの進学者(学部から大学院へ進学等)であること
→ スポーツに関する基準と並び、この基準も多く挙げられた。
- ・社会人特別枠等の入試による入学のとき
－「大学近郊在住社会人特別試験入学者を対象に学納金を半額免除している」(名古屋文理大学短期大学部)
- ・入学試験の成績が優秀な者であること
- ・指定校入試、推薦入試による進学者であること
- ・「本学大学院経済学研究科博士前期課程において、長期在学を希望して入学した者」(南山大学)

[その他]

- ・品行方正であること
- ・本人または学費負担者が罹災したとき
- ・国外へ留学するとき
- ・遠隔地・離島出身者、自宅外通学生であること
- ・「学位取得後のキャリアにおいて将来が期待できる者であること。／・職務上の評価が高く、上司の推薦状が得られること。(常勤の職に就いている本学学生を対象としている)」(政策研究大学院大学)
- ・「経済的事由により学業成績の低下に繋がっていると判断される者で、かつ、授業料免除により学業成績の向上が期待できる者」(九州大学)